明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令（財務一〇）　一
○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（経済産業二一）　三
○みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（同一三）　四三
○道路運送車両法関係手数料規則（国土交通一七）　一〇〇

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八一九）　一〇七
○自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件（環境一七）　一一〇
○八戸飛行場についての告示の一部を変更する件（防衛六一）　一一三
○硫黄島飛行場についての告示の一部を変更する件（同六二）
○小松飛行場についての告示の一部を変更する件（同六三）　一一三
○道路に関する件
（東北地方整備局五五、五六）　一一三
○道路に関する件
（関東地方整備局七二、七三）　一一四
○道路に関する件
（北陸地方整備局二〇～二三）　一一四
○都市計画に関する件（同二四）　一一五
○道路に関する件
（中部地方整備局二九、三一～三三）　一一五
○都市公園の供用を開始する件（同三〇）　一一五
○道路に関する件
（近畿地方整備局四一～四四）　一一六
○都市計画に関する件（同四五）　一一六
○道路に関する件
（中国地方整備局二八～三六）　一一七
○都市公園の供用を開始する件
（九州地方整備局三八）　一一七

〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一一七
国家試験
第十一回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　一一八

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一一九
裁判所
破産、免責関係　一三三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本放送協会企画競争に関する公示、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一三四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一三九
会社その他
会社決算公告　一四一

省令

○財務省令第十号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎

金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令

歳入徴収官又は歳入徴収官代理は、次に掲げる課徴金等（課徴金又は延滞金をいう。以下同じ。）については、別紙書式の納付書によりこれを納付させるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から第十七項までの決定（同法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等

二　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等

三　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第一項の命令により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　次に掲げる省令は、廃止する。

一　金融商品取引法に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五十号）

二　公認会計士法に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令（平成二十年財務省令第十三号）